(権)	(皿)
第一条 略 第一章 総則付表 付表付別 開四章及び第五章 略 第四章及び第五章 略 第一章から第三章まで 略	第一条 略 第一章 総則 付表 付表 予四章及び第五章 略 第四章及び第五章 略 第三章の二 免許状更新講習(第十五条の二—第十五条の五)目次
十二年法律第二十九号) ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	数百職員免許法及び教育公務員特例法の一部を 十二年法律第二十九号) 教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成 十二年改正法 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
(平成十二年文部省令第四十七号) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省合	(平成二十年文部科学省今第九号) 数青職員免許法施行規則の一部を改正する省合 (平成十二年文部省今第四十七号) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省合 本二年改正施行規則 改正する法律(平成十九年法律第九十八号)
第二章 教育職員検定	第二章 教育職員検定

(操)	
無川	第三二条
必要と認めたときは、試験によつて行う。 項の規定により、特別免許状又は臨時免許状を授与する場合で県教育委員会が書又は成績証明書によつて行うものとする。ただし、法 <u>第五条第二項及び第五第四条</u> 法第六条第一項及び第三項に規定する学力の検定は、学力に関する証明(学力の検定)	を 通り 単 と と 単 と と 単 と と 単 と と ま と と ま と と ま か い か い か い か い か い か い か い か い か い か
第五条から第八条まで略	第五条
第三章 免許状授与等の申請手続	***
一項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類第九条 法別表第一、別表第二若しくは別表第二の二又は施行規則第六十四条第(免許状授与の申請)	ストック (R) (R) (R)
なければならない。 を提出し	: はない。 過過: らい。 のい。
やの力 表	√ (5)
に掲げる書類。	<u> </u>
や	<u>は、</u> 表学、
一 前項第一号から第三号まで	1 4

(皿)

(学力の検定)

容

必要と認めたときは、試験によつて行う。 頃の規定により、特別免許状又は臨時免許状を授与する場合で県教育委員会が書又は成績証明書によつて行うものとする。ただし、法第五条第三項及び第六第四条 法第六条第一項及び第三項に規定する学力の検定は、学力に関する証明

第五条から第八条まで 略

第三章 免許状授与等の申請手続

(免許状授与の申請)

経過していない者にあつては、第一号から第七号までに掲げる書類)を提出しることとなった日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日をに係る所要資格を得た日又は施行規則第六十四条第一項に規定する資格を有すという。) 及び法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する普通免許状一切正法附則第二条第一項に規定する自免許状所持者(以下「旧免許状所持者」。1項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類(十九年)まえ条、法別表第一、別表第二若しくは別表第二の二又は施行規則第六十四条第

一から七まで 降

う。) の一部の履修に関する証明書(以下「免許状更新講習履修証明書」とい(以下「免許状更新講習修了証明書」という。)又は免許状更新講習の課程人 法第七条第四項に規定する免許状更新講習の課程の修了に関する証明書

- しなければならない。
 は、前項第一号から第三号までに掲げる書類及び第二号に掲げる書類)を提出
 起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者にあって
 資格認定試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した日の翌日から
 各号に掲げる書類(旧免許状所持者及び法第十六条の二第一項に規定する教員
 と 送第十六条の二第一項に規定する教計
- 一 前項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる書類

(楚) → 法第十六条第一項に規定する数員資格認定試験の合格証明書 3 法附則第八項又は第十二項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、 こ掲げる書頃 を提出しなければならない。 第一頃第一号から第三号まで_ に掲げる書類 容 11 4 三十六年改正法附則第六項に規定する免許状の受与を受けようとする者は、 - に掲げる書類を提出しなければならない。 1 2011 45 5 十二年改正法附則第二項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、炊一5 十二年改正法附則第二項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、炊 に掲げる書類を提出しなければならない。 一から三まで □ 十二年改正法附則第三項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次一○ 十二年改正法附則第三項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次 「に掲げる書類を提出しなければならない。 1 2011146 (普通免許状険定の申請) 第十条 法別表第三、別表第四、別表第五、別表第六、別表第六の二、別表第七 若しくは別表第八、法附則第九項又は施行規則第六十四条第二項の規定による 教育職員検定によって普通免許状の授与を受けようとする者は、次 げる書頃 を提出しなければならない。 一から八まで 3 施行法第二条に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、炊

第一頃第一号から第四号まで、第六号<mark>及び第七号</mark>

掲げる書類

(里)

数員資格認定試験の合格証明書

3 法附則第八項又は第十二項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、 <u> 次の各号に掲げる書類(旧免許状所特者にあつては、第一項第一号から第三号</u> までに掲げる書類及び第二号に掲げる書類)を提出しなければならない。

第一頃第一号から第三号まで<mark>及び第八号</mark>に掲げる書願

容 1 1

4 三十六年改正法附則第六項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、

1 から三まで

<u>の各号</u>に掲げる書類を提出しなければならない。

1 から三まで

1 2011146

(普通免許状険定の申請)

第十条 法別表第三、別表第四、別表第五、別表第六、別表第六の二、別表第七 若しくは別表第八、法咐則第九項又は施行規則第六十四条第二項の規定による 教育職員検定によって普通免許状の授与を受けようとする者は、炊<mark>の各号</mark>に掲 げる書願(日免許比所待者及び法別表第三から別表第八まで又は法附則第九項 に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過 する日の属する年度の末日を径過していない者にあっては、 までに掲げる書類)を提出しなければならない。

一から八まで

九 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

容 \mathcal{O}

を提出しなければならない。

に掲げる書類

3 施行法第二条に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、炊<mark>の各号</mark>に 掲げる書類(旧免許状所恃者及び施行法第二条に規定する普通免許状に係る所要 資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過し ていない者にあっては、第一項第一号から第四号まで、 る書類並びに第二号及び第三号に掲げる書類)を提出しなければならない。

第一頃第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第九号に掲げる書類

(整)

書類

11及び111

を提出しなければ

ならない。

→ 第一項第一号から第四号まで及び第六号から
第八号までに掲げる書類

- 二 法
 次別第十七項の表第二欄に掲げる基礎資格を有する旨の証明書
- 状の写し 三、法<mark>附則第十七項の表</mark>備考第二号の規定による場合は、同号に規定する免許

凹 镕

5 法<mark>附則第十八項</mark>に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる

書類

_を提出しなければならない。

一 第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号 に掲げる書類

ニ及び三 略

(特別免許状検定の申請)

は、炊____に掲げる書類を提出しなければならない。第十条の二 法
第二条第二項に規定する特別免許状の授与を受けようとする者

一から三まで 瞬

(臨時免許状検定の申請)

書類)を提出しなければならない。第二条第一項の表の上欄各号に掲げる者にあつては第一号及び第二号に掲げるする臨時免許状の授与を受けようとする者は、次 に掲げる書類(施行法第十一条 法<mark>第五条第五項</mark>、施行法第二条第一項又は施行規則第六十五条に規定

一から三まで 森

第十一条の二から第十二条の二まで 略

ならない。
でに掲げる書類並びに第二号から第四号までに掲げる書類)を提出しなければていない者にあつては、第一項第一号から第四号まで及び第六号から第八号ま格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過し書類(旧免許状所持者及び法附則第十八項に規定する普通免許状に係る所要資は、法附則第十八項に規定する告証やさきは、次に掲げる

(里)

- 一 第一項第一号から第四号まで及び第六号から<mark>第九号</mark>までに掲げる書類
- | | 法<mark>附則第十八項</mark>の表第二欄に掲げる基礎資格を有する旨の証明書
- 状の写し 三 法<mark>附則第十八項 </mark>備考第二号の規定による場合は、同号に規定する免許

回 盤

びに第二号及び第三号に掲げる書類)を提出しなければならない。
にあつては、第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる書類並 4の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者書類(旧免許状所持者及び同項に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日5、法附則第十九項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる

二及び三 略一 第一項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる書類

(特別免許状検定の申請)

は、次<u>の各号</u>に掲げる書類を提出しなければならない。第十条の二 法<u>第五条第三項</u>に規定する特別免許状の授与を受けようとする者

一から三まで 略

(臨時免許状検定の申請)

書類)を提出しなければならない。第二条第一項の表の上欄各号に掲げる第二条第一項の表の上欄各号に掲げる者にあつては第一号及び第二号に掲げるする臨時免許状の授与を受けようとする者は、次<mark>の各号</mark>に掲げる書類(施行法第十一条 法<mark>第五条第六項</mark>、施行法第二条第一項又は施行規則第六十五条に規定

一から三まで 略

第十一条の二から第十二条の二まで 略

(権) (四)

(有効期間更新の申請)

- を提出しなければならない。ようとする者は、有効期間の満了する日の二月前までに次の各号に掲げる書類第十二条の三 法第九条の二第一項の規定により免許状の有効期間の更新を受け
 - | 有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)|
- □ 免許状を有することを証する書類
- 三 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書
- | 1号及び第四号に掲げる書類)| を提出しなければならない。| 大十一条の四第三号、第四号及び第六号に規定する者にあつては、第一号、第は、有効期間の満了する日の二月前までに次の各号に掲げる書類(施行規則第を受ける必要がないものとして、免許状の有効期間の更新を受けようとする者の 前項の規定にかかわらず、法第九条の二第三項の規定により免許状更新講習
 - | 有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除によるもの)
- 一 免許状を有することを証する書類
- 三 知識技能に関する証明書
- 四 施行規則第六十一条の四に規定する者であることを証する書類

(有効期間延長の申請)

- | を提出しなければならない。| ようとする者は、有効期間の満了する日の二月前までに次の各号に掲げる書類||第十二条の四|| 法第九条の二第五項の規定により免許状の有効期間の延長を受け
- | 有效期間延長申請書
- 二 免許状を有することを証する書類
- が困難であることを証する書類三 免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了すること

(更新講習修了確認の申請)

- に掲げる書類を提出しなければならない。 する修丁確認期限(以下「修丁確認期限」という。)の二月前までに次の各号下「更新講習修丁確認」という。)を受けようとする者は、同条第三項に規定第十二条の五 十九年改正法附則第二条第二項に規定する更新講習修丁確認(以
 - | 更新講習修了確認申請書

(権) (田)

- 二 免許状を有することを証する書類
- 三 免許狀更新講習修了証明書又は免許狀更新講習履修証明書

(十九年改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認の申請)

- とする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。第十二条の六(十九年改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認を受けよう)
- 法律第九十八号)附則第二条第三項第三号の確認申請書一・教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年)
- 二 免許状を有することを証する書類
- 三 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

(修了確認期限延期の申請)

- 第一号及び第二号に掲げる書類)を提出しなければならない。 (同項後段の規定により修丁確認期限の延期を受けようとする者にあつては、を受けようとする者は、修丁確認期限の二月前までに次の各号に掲げる書類第十二条の七 十九年改正法附則第二条第四項の規定により修丁確認期限の延期
 - | 修了確認期限延期申請書
- 一 免許状を有することを証する書類
- とを証する書類三 修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であるこ

(免許快更新講習の受講免练の認定の申請)

- | 号、第二号及び第四号に掲げる書類)を提出しなければならない。 規則附則第十条第一項第三号、第四号及び第六号に規定する者にあつては、第る者は、修了確認期限の二月前までに次の各号に掲げる書類(二十年改正施行第十二条の八 十九年改正法附則第二条第五項の規定による認定を受けようとす
 - | 免許状更新講習受講免除申請書
 - 二 免許状を有することを証する書類
- 三 知識技能に関する証明書
- 関 四 二十年改正施行規則附則第十条第一項に規定する者であることを証する書
- 第十三条から第十五条まで 略

第十三条から第十五条まで略

(楚)

第三章の二 免許状更新講習

(免許状更新講習を受ける必要がない教育の職)

条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。第十五条の二 施行規則第六十一条の四第二号及び二十年改正施行規則附則第十

(Ⅲ)

- 第一号において同じ。)の職員で県教育長が別に定めるもの堂子ろ内部部局を含む。第十五条の四第一項第一号及び第十五条の五第一項三号)第二条各号に掲げる教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務を分卓県教育委員会の職務権限の特例に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第数育次長(以下「県教育次長」という。)その他県教育委員会の事務局(岐甲教育委員会の教育長(以下「県教育長」という。)及び県教育委員会の
- において同じ。)の職員で県教育長が別に定めるもの内部について同じ。)の職員で県教育長が別に定めるもの内部部員を含む。第十五条の四第一項第二号及び第十五条の五第一項第二号 7億理し、及び執行することとされた市町村にあつては、当該事務を分掌する条第一項の条例の定めるところにより市町村長が同項第一号に掲げる事務を改の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三一市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の事務局(地方教育庁
- げる者とする。
 2 施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲
 - | 県文は市町村の職員で県教育長が別に定めるもの
- 長が別に定めるもの
 | 施行規則第六十一条の四第四号ロに規定する公立大学法人の職員で県教育
- 行政法人の職員で県教育長が別に定めるもの 三 施行規則第六十一条の四第四号ホに規定する文部科学大臣が指定した独立
- 者に限る。)をいう。以下同じ。)の理事機型認定こども園」という。)を設置する規型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)を設置するに関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進規定する学校法人(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特団 県内の学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に
- る。)をいう。以下同じ。)の理事二条に規定する社会福祉法人(幼保連携型認定こども園を設置するものに限五 県内の社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十

(楚)

(里)

- 者は、次に掲げる者とする。 3 二十年改正施行規則附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める
 - | 県又は市町村の職員で県教育長が別に定めるもの
- 二 県内の学校法人の理事
- 三県内の社会福祉法人の理事

(免許管理者が指定する表彰等)

- <u>のとする。</u> あつて、免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限前十年の間に受けたも 条第一項第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、次に掲げるもので第十五条の三 施行規則第六十一条の四第五号及び二十年改正施行規則附則第十
- は第二号に該当すると認める者について行われたものに限る。) 第二条第五号の規定による表彰(同規則第三条の規定により、同条第一号又二 岐阜県教育委員会表彰規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第九号)

(更新講習修了確認を受けなければならない教育の職)

- める者は、次に掲げる者とする。 第十五条の四 二十年改正施行規則附則第三条第二号に規定する免許管理者が定
- 次に掲げる者とする。2 二十年改正施行規則附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、
 - | 県又は市町村の職員で県教育長が別に定めるもの
- 二県内の学校法人の理事
- 三 県内の社会福祉法人の理事

(免許状更新講習を受けることができる教育の職)

Ⅰ項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。第十五条の五 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)第九条第

8

(楚) (皿) - 県教育長及び県教育炊長その他県教育委員会の事務局の職員で県教育長が 別に定めるもの □ 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の事務局の職員で県教 育長が別に定めるもの 2 免許快更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者 は、炊に掲げる者とする。 県又は市町村の職員で県教育長が別に定めるもの | | 免許状更新講習規則第九条第一項第三号ロに規定する公立大学法人の職員 で県数育長が別に定めるもの 三 免許状更新講習規則第九条第一項第三号ホに規定する文部科学大臣が指定 した独立行政法人の職員で県教育長が別に定めるもの 四 県内の学校法人の理事 五 県内の社会福祉法人の理事 第四章 免許状の失効及び取上げ 第四章 免許状の失効及び取上げ (失效) (失效) 第十六条 法第十条第一項 又は 第十一条第四項 第十六条 法第十条第一項若しくは第十一条第四項又は十九年改正法附則第二条 「の規定により免許状が失効したときは、当該免許状を有する者は、直ち <u>第五頃</u>の規定により免許状が失効したときは、当該免許状を有する者は、直ち に免許状返納書を添えて当該免許状を返納しなければならない。 に免許状返納書を添えて当該免許状を返納しなければならない。 第十七条及び第十八条 第十七条及び第十八条 第五章 雑訓 第五章 雑則 第十九条及び第二十条 第十九条及び第二十条 (免許状の授与証明) (免許状の授与証明) 第二十一条 法<u>第五条第六項</u>の規定に基づき既になされた免許状の授与に関する|第二十一条 法<mark>第五条第七項</mark>の規定に基づき既になされた免許状の授与に関する 証明を受けようとする者は、免許状慢与証明申請書を提出しなければならな 証明を受けようとする者は、免許状馁与証明申請書を提出しなければならな $\stackrel{\sim}{\sim}$ \circ

(Ⅲ)

(証明書の発行証明)

第二十一条の二 施行規則第六十一条の十又は二十年改正施行規則附則第十五条 の規定による証明書の発行に関する証明(以下「証明書の発行証明」とい う。)を受けようとする者は、有効期間更新証明書等発行証明申請書を提出し なかればならなく。

| 2 | 証明書の発行証明は、有効期間更新証明書等発行証明書により行う。|

(証明書の書娩)

第二十一条の三(氏名又は本籍地を変更したことにより、施行規則第六十一条の) **| T又は二十年改正施行規則附則第十五条の規定により発行された証明書の書換** を受けようとする者は、炊の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

一 有効期間更新証明書等書娩申請書

二 書険をする証明書

三 籍沙女

第二十二条 この規則に定める教育職員(免許快受与・検定・新教育領域追加) 申請書等の様式は、次の各号に掲げる申請書等の区分に応じ、当該各号に定め めかおりかする。

- 二 実務に関する証明書(法<u>附則第十八項</u>に規定する免許状の授与を受けよう とする場合を徐く。) 別記第二号様式
- 二の二 実務に関する証明書(法<mark>附則第十八頃</mark>に規定する免許状の愛与を受け ようとする場合に限る。) 別記第二号様式の二

(無式)

第二十二条(この規則に定める教育職員(免許状受与・検定・新教育領域追加)」 申請書等の様式は、次の各号に掲げる申請書等の区分に応じ、当該各号に定め るわおりとする。

- 二 実務に関する証明書(法<mark>附則第十九項</mark>に規定する免許状の授与を受けよう とする場合を徐く。) 別記第二号様式
- 二の二 実務に関する証明書(法<mark>附則第十九頃</mark>に規定する免許状の愛与を受け ようとする場合に限る。) 別記第二号様式の二
- 十一の二 有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの) 十一号 策式 の 二
- 十一の三 有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免练によるもの) 第十一号様式の三
- 十一の四 知識技能に関する証明書 別記第十一号様式の四
- 十一の五 有効期間延長申請書 別記第十一号様式の五
- 更新講習修了確認申請書 別記第十一号様式の六
- ナーの七 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成 十九年法律第九十八号) 附則第二条第三項第三号の確認申請書 別記第十一

(皿)

十川やの川十一 細か 器

は、数育長が定める。

世 副

1及び22 略

による。

3 ***	
渋附則第五項	付則付表第一
法附則第九項	付則付表第二
二十九年改正法附則第八項	付則付表第四
二十九年改正法附則第十一項	付則付表第五
二十九年改正法附則第十二項	付則付表第六
二十九年改正法附則第十三項	付則付表第七
二十九年改正法附則第十五項	付則付表第八
二十九年改正法附則第十六項	付則付表第九
二十九年改正法附則第十七項	付則付表第十
二十九年改正法附則第十八項	付則付表第十一
施行規則附則第三十五項及び第三十六項	付則付表第十三

4からてまで

프림

第1号様式(第3条、第四条—第二条、第四条の2、第2条関係)

号様式の七

十一の八 修了確認期限延期申請書 別記第十一号様式の八

十一の九 免許快更新講習受講免除申請書 別記第十一号様式の九

+112011+1#6

二十二 有効期間更新証明書等発行証明申請書 別記第二十二号様式

二十三 有効期間更新証明書等発行証明書 別記第二十三号様式

二十四 有効期間更新証明書等書換申請書 別記第二十四号様式

(桜田)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、教育職員の免許状に関し必要な事項|第二十三条 この規則に定めるもののほか、教育職員の免許状に関し必要な事項 は、県教育長が定める。

世 副

1及び2 略

3 次の表の上欄に掲げる単位の修得方法は、それぞれ当該下欄の定めるところ めの表の上欄に掲げる単位の修得方法は、それぞれ当該下欄の定めるところ

による。 法判則第五項 付則付表第一 法附則第九項 付則付表第二 二十九年改正法附則第八項 付測付表第四 二十九年改正法附則第十一項 计测计表第五 二十九年改正法附則第十二項 付則付表第六

二十九年改正法附則第十三項 计测计表第七 二十九年改正法附則第十五項 付則付表第八 付測付表第九

二十九年改正法附則第十六項 二十九年攻正法附則第十七頃 付訓付表第十

二十九年攻正法附則第十八項 付則付表第十 施行規則対則第三十一項及び第三十二項 付則付表第十三

4からてまで

딞温

第1号様式(第3条、第 3条―第 1条、第 2条の2、第 3条関係)

(秦)	(皿)	
(親展文書) 人 物 に 関 す る 証 明 書 <u>勤務 (予定) 校</u> (ふりがな) <u>氏 名</u> (旧 姓) (通 称 名)	人物に関する証明書 <u>勤務(予定)校</u> (ふりがな) <u>氏名</u>	展文書)
生年月日 上記の者の人物は、次のとおりであります。	生年月日 年月 上記の者の人物は、次のとおりであります。] 日
項 目 所 見	項目所見	
教 育 愛	教 育 愛	
使 命 感	使 命 感	
教養・常識	教養・常識	
指導力	指	
研 究 心	研究心	
協調性	協調性	
責 任 感	責 任 感	
創 造 性	創造性	
自 主 性	自 主 性	
地域活動	地域活動	
総 合 的 所 見	総 合 的 所 見	
年 月 日 証明者 職氏名 印	年 月 日 証明者 職氏名	印
事実と相違ないことを証明します。 年 月 日	事実と相違ないことを証明します。 年 月 日	
実務証明責任者	実務証明責任者	印
(注) 証明者は、現職者にあつては所属長、現職者以外の者にあつては原則として勤務 予定校の校長又は出身学校長とすること	(注)証明者は、現職者にあつては所属長、現職者以外の者にあつては原則とし 予定校の校長又は出身学校長とすること	て勤務

(Ⅲ)

第2号様式(第5条、第四条―第二条、第四条の3、第四条関係)

(親展文書)

実務に関する証明書

勤務(予定)校 (ふりがな)

(旧

姓)

							<u>生</u>	年	<u>月</u>	日			
	其	月	間	年月	数(a)	勤	務	校	等	職	名	備	考
	年 年	月 月	日から 日まで			()				
勤	年年	月 月	目から 日まで			()				
務	年 年	月 月	日から 日まで			()				
L +	年年	月 月	日から 日まで			()				
カ期	年 年	月 月	日から 日まで			()				
間	年 年	月 月	日から 日まで			()				
	年 年	月 月	日から 日まで			()				
	年 年	月 月	日から 日まで			()				
勤務	其	月	間	年月	数(b)			事(休耳		医育休	由 等の別)	
しなか	年 年	月 月	日から 日まで										
った	年年	月 月	日から 日まで										
期間	年年	月 月	日から 日まで										
		計 一 b)											
勤務成		当事項	[を○で囲む	(ع		個	憂秀		良好	1	不良		

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

実務証明責任者 職氏名

備考 勤務校等欄の() 書きは、特別支援学校の場合に学部を記入すること。

第2号様式(第5条、第 2 条―第 1 条、第 2 条の2、第 2 条関係)

実務に関する証明書

勤務(予定)校

(ふりがな)

(親展文書)

生 年 月

	期	1	間	年月数(a)	勤	務	校	等	職	名	備	考
-	年 年	月 月	日から 日まで		()				
##	年 年	月 月	日から 日まで		()				
勤 - 務	年 年	月 月	日から 日まで		()				
し、	年 年	月 月	日から 日まで		()				
たり期	年 年	月 月	日から 日まで		()				
間	年 年	月月	目から 日まで		()				
-	年 年	月月	日から 日まで		()				
-	年 年	月月	日から 日まで		()				
勤務	期	1 1	間	年月数(b)			事(休耶		至育休:	曲等の別)	
るしなか	年 年	月月	日から 日まで									
かつた期	年 年	月月	日から 日まで									
間	年 年	月月	日から 日まで									
		計 - b)										
勤務	5成績(該	当事項	─── [を○で囲む	(2)	Q	憂秀		良好		不良		

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。

実務証明責任者 職氏名

|備考 勤務校等欄の() 書きは、特別支援学校の場合に学部を記入すること。

				(親	見展文書)	(裏	面)									(親展文書)
						1	勤務	状況								
年度	年度	年度	年	度	年度	年			度	年度	4	 手度	年度	年度	年度	年度
						学			部							
						担	当	教	科							
						週	時	間	数							
年度	年度	年度	年	度	年度	年			度	年度	4		年度	年度	年度	年度
						学			部							
						担	当	教	科							
						週	時	間	数							
						2	調査	事項	(該当	6欄に○を1	(寸す)		<u> </u>			
J	臭 好	普	通	不	良	項			目	優	秀	Ė	身 好	普	通 7	下 良
						勤	務	状	況							
						研		究	心							
			計	Ī	画	性										

率

力

3 総合的所見

導

(裏面)

年

年

項

勤

研

計

能

指

1 勤務状況

担 当 教 科 週 時 間 数

担 当 教 科 週 時 間 数

務 状 況

究

度

部

度

部

2 調査事項(該当欄に○を付す)

目

性

率

力

年度

年度

優秀

上記のとおり証明します。

年 月 日

証明者 職氏名

印

能

3 総合的所見

備考 勤務状況欄の学部については、特別支援学校の場合に記入し、担任した特別支援 教育領域を() 書きで記入すること。

(歴)

上記のとおり証明します。

年 月 日

証明者 職氏名

印

備考 勤務状況欄の学部については、特別支援学校の場合に記入し、担任した特別支援 教育領域を()書きで記入すること。

(Ⅲ)

(Ⅲ)

第2号様式の2(第5条、第 3条、第 3条関係)

(親展文書)

実務に関する証明書

勤務(予定)校 (ふりがな) (旧 姓) (通 称 名) 生 年 月 日

1 勤務状況

1 30/1/	プルヘンロ						
勤剂	务した	期間	年月数 (a)	実労働時間 (a)	勤務した施設	職名	備考
年	月	目から		11年 日日			
年	月	日まで		時間			
年	月	日から		時間			
年	月	日まで		1411			
年	月	目から		時間			
年	年 月 日まで			h4. ltl			
勤務し	なかっ	た期間	年月数 (b)		事 (休職、産業)
年	月	目から					
年	月	日まで					
年	月	目から					
年	月	日まで					
年	年 月 日から						
年	年 月 日まで						
計	(a -	b)		時間			

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。 年 月 日

実務証明責任者 職氏名

印

備考 特例の対象として認められる勤務期間等 (3年かつ 4,320時間以上) について、 複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに作成する こと。

第2号様式の2(第5条、第四条、第2条関係)

(親展文書)

実務に関する証明書

勤務(予定)校 (ふりがな) 生 年 月 日

勤終狀況

1 勤務	多状况						
群t 3	务した!	HI 111	年月数	実労働時間	勤務した施設	職名	備考
到小	労した	別间	(a)	(a)	動物した地政	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	加与
年	月	日から		時間			
年	月	日まで		141			
年	月	日から		n± 88			
年	月 日まで			時間			
年	月	日から		n± 88			
年	F 月 日まで			時間			
#43岁1	勤務しなかった期間				事	由	
到伤し	ぶかつ	りた朔间	(b)		(休職、産業	育休等の別)	
年	月	日から					
年	月	日まで					
年	月	日から					
年	月	日まで					
年	手 月 日から						
年							
計	計 (a - b)			時間			

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。 年 月 日

実務証明責任者 職氏名

印

備考 特例の対象として認められる勤務期間等(3年かつ4,320時間以上)について、 複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに作成する こと。

	(楚)		(皿)
(裏面)		(親展文書)	(裏面) (親展文書)
2 勤務施設概要		(死及日)	2 勤務施設概要
施設名		電話番号	施設名電話番号
所在地	1		所在地
認可等年月日	年 月 日		認可等年月日 年 月 日
備考 認定子ども ること。	園の場合は、構成するそれぞれの施設) 受の名称について、全て記載す	備考 認定子ども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記載すること。
3 勤務評価			3 勤務評価
① 調査事項(該当	当欄に○を付す)		① 調査事項(該当欄に○を付す)
項	目 優 秀 良	好 不良	項目優秀良好不良
勤務状物	况		勤務状況
研 究 心	<u>د</u>		研究心
計 画 性	生		計 画 性
能率	率		能率
指導が	ħ		指
② 総合的所見		1	② 総合的所見
上記のとおり証明	月します。		上記のとおり証明します。
年 月	Ħ		年 月 日
	証 明 者 職氏名	印	証 明 者 職氏名 即

(Ⅲ)

歩 存 に 遅 す 5 計 囲 軸第3号様式(第6条、第 2 条―第 1 条、第 2 条の2、第 2 条関係)

住 勤務(予定)校 (ふりがな) 氏 (旧 (通 本 生 年 月 日 毎 存 に 遅 す め 討 毎 離 第3号様式(第6条、第 3 条―第 1 条、第 2 条の2、第 2 条関係)

住 所 勤務 (予定) 校 (ふりがな) 氏 名

生 年 月 日

Į	頁	F				状		況	
疾	病	異	常	ありなし	(具体的内容)
特	記	事	項						
			年	月	В	証明者	職氏名		印

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

身体証明責任者 職氏名

1

- (注) 1 証明者は、医師又は勤務校の校長であること。
 - 2 勤務校の校長が証明者となる場合は、疾病異常欄及び特記事項欄については、 健康診断票から転記すること。

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

身体証明責任者 職氏名

印

- (注) 1 証明者は、医師又は勤務校の校長であること。
 - 2 勤務校の校長が証明者となる場合は、疾病異常欄及び特記事項欄については、 健康診断票から転記すること。

	(権)					(皿)						
第4号様式(第9条―第m	1条、第2条の2	、第23条関係	<u>(</u>			第4号様式(第9条―第	ポニ条、第 2	条の2、	第3条関係))		
教育職員(夕	色許状授与・検定・	新教育領域追加	口)申請書			教育職員	(免許状授与・	検定・親	 新育領域追加)申請書		
			年	月	日					年	月	日
岐阜県牧育委員会 様 岐阜県収入証紙	本籍地(都道住 第 (予 (所 (II (II (通 年 車 経	所 定) 校 バ な) 名 <u>姓)</u> 名)	年	月	Ħ	岐阜県収入証紙	住 勤 務	也(都道系 (予 が 、 り が 年 絡	所 定) 校 な) 名	年	月	日
次のとおり免許状の(授与	・新教育領域の追	加)を申請しま	す。			次のとおり免許状の(哲	受与・新教育領	域の追加	l)を申請しま [、]	す。		I ⊗
免 許 状 の 種 類						免 許 状 の 種 類	ĺ					1
教 科 又 は特別支援教育領域						教 科 又 は特別支援教育領域						
新教育領域の追加を申請	する場合は以下の欄	についても記え	入すること。			新教育領域の追加を申	請する場合は以	人下の欄に	こついても記入	(すること。		
免許状に定められている 特別支援教育領域	_					免許状に定められている 特別支援教育領域						
免 許 状 の 番 号	第 号	授与年月日	年	月	目	免 許 状 の 番 号	第	号	授与年月日	年	月	日
(注) () 内は、申請の	● 種類に応じて不要の	のものを抹消す	ること。			(注) () 内は、申記	 情の種類に応じ	て不要の	ものを抹消す	ること。		

			生年月日	4	年 月	日
名)				
重 類	教科又は 特別支援 教育領域	番号	授 与 条	:件	授与标	雀 者
<u>日</u>			1			
限			<u>年</u>	<u> 月</u>	日	
学 校	名	部科名	入学、卒業、信 中退 休学 車		備	考

第5号隊式	(策の条―	-第 20 条の2、	第3条関係)
/-/ 1 	(/-/ ///	7/ III /II/ O	/-/ C4 ///

履 歷 書

(歴)

_		r		~							
本筆	善地(都道府県名)										
住	所										
	(ふりがな)										
B							生年月日		年	月	日
		<u>(旧 姓</u> (通称名)					
	授与年月日		類	教科又は 特別支援 教育領域	番	: 号	授与多	条 件	授	与 権	者
免											
許											
状											
	年 月 1	日 肖	4 校	Þ	部 科	Þ	入学、卒業、	修了、	仿		<u>z</u> .
	十 万 1		- 12	41	pp 45	70	中退、休学、	転学別	'VI	# *	7
学											
業											
未											

第5号様式(第9条―第 2条の2、第 3条関係)

(旧氏名

種 類

本籍地(都道府県名)

(ふりがな) 氏 名

所

授与年月日

※ 有効期間の満了の日 修了確認期限

年 月 日

住

免

業

履 歴

(里)

					(権)											(里)				
	年	月	目	勤	務	内	容	備	考			年	月	日	勤	務	内	容	備	考
業											業									
K										-	*									
										-										
										-										
務										-	務									
	年	月	日	内			容	備	考			年	月	日	内			容	備	考
冶											\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\									
賞罰											賞罰									
昌川											昌川									
上記	のとおり	相違る									上記	のとおり	相違を							
	年		月	日								年		月	日					
					氏	2 名										氏	名			
(注)				する教員の免っいて全部記			R健師の免許及	及びその他教員	としての基礎		(注)	資格に 2 ※印標	関係のあ 関は、不	る免許に 要なもの	ついて全部記入 を抹消し、有効	すること。 期限の満了	の目につい	ては、法第	及びその他教員 <u>9 条第1項、第</u> の日のうち最も	2 項若しく/
		を」欄に	は、小学校	(入学から最終	学歴の卒業	まで記入し、	「備考」欄に	こは、何年制、	何年在学と明			するこ	: と。						<u>の日のうち最も</u> には、何年制、	

記すること。

5 「賞罰」欄は、その理由、官公庁等を記入すること。

記すること。

4 「賞罰」欄は、その理由、官公庁等を記入すること。

3 「業務」欄は、就職、転任、兼務、常勤、非常勤、休職、退職(休職、退職には、その理由)等を記

入し、実務経験等により申請する者は、営業、従業、転廃業、業務内容等を明確に記入すること。

4 「業務」欄は、就職、転任、兼務、常勤、非常勤、休職、退職(休職、退職には、その理由)等を記

入し、実務経験等により申請する者は、営業、従業、転廃業、業務内容等を明確に記入すること。

(権)		(皿)
第6号様式から第 2 号様式まで 略		第6号様式から第 2 号様式まで 略
第 15 号樣式(第 23 条、第 23 条関係)		第 1 号様式 (第 2 条、第 23 条関係)
免 許 状 交 付 申	請書	免 許 状 交 付 申 請 書
	年 月 日	年 月 日
岐阜県教育委員会 様		岐阜県教育委員会 様
岐阜県収入証紙		岐阜県収入証紙
本籍地(都道府県名)	本籍地(都道府県名)
住	所	住
勤務(予定)	校	ー 勤務(予定) 校
(ふ り が な		(ふりがな)
	<i>,</i> 名	K 名
(旧 姓		Д 71
<u>(通 称 名</u>		
_ , ,,	年 月 月	生 年 月 日 年 月 日
連絡	先	連絡先
次のとおり免許状の交付を申請します。		次のとおり免許状の交付を申請します。
免 許 状 の 種 類		
教科		

(盃堡)

第1号様式の2(第2条の3、第2条関係)

有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)

年 月 日

<u>岐阜県教育委員会</u> 様 岐阜県収入証紙

 本籍地(都道府県名)

 住
 所

 勤務(予定)校
 校

 (ふりがな)

 氏
 名

 生年月日年年月日
 年月日

 連絡
 先

教育職員免許法第9条の2第1項の規定により有効期間の更新を受けたいので、次のと おり申請します。

	<u>ин С 6 7 °</u>						
有す	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の	氏名	<u>免許状の</u> 本 籍 地
す							
る							
る免許							
状							
<u>修了</u>	4-1 ===	88 ⇒	n. ±.	<u>修了(</u>	履修)	بلما	在 4 計 任
<u>又は</u>	<u>領 域</u>	開意	<u> </u>	認定生	<u> </u>	<u>X</u>]	象免許種
履修	必修領域			年	月 日		
した	選択必修領域			<u>年</u>	月 日		
<u>免許</u>				年	月 日	教	・養・栄
<u> </u>	選択領域			年	月 日	·	・養・栄
初	<u>~ 1/1192-94</u>					·	
<u>習</u>				年	月 日	<u>教</u>	<u>・養・栄</u>

- (注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること
 - 2 対象免許種欄は、教諭の免許状に対応する免許状更新講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する免許状更新講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する免許状更新講習であれば「栄」に○印を記入すること。
 - 3 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生活指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

- 22

					(Ⅲ)						
無11	号様式 6	ှက (≸	R 27 条の3	、第23名	不関係	<u>(2)</u>					
	有郊	期間更	更新申請書	(免許状	更新	講習受講	免除り	こよるもの	の)		
								4	F	月	<u> </u>
	県教育		<u>様</u>								
哎	阜県収入	、扯弒		本籍地	(都	道府県名	<u>'</u>)				
				住	(Н)	~ // // F	所				
				勤務		予定)	校_				
				<u>(ふ</u> 氏	ŋ	がな	<u>)</u>				
				<u>氏</u> 生	年	 月	<u>名</u> 日	年	月	日	
				<u></u>		各	<u> </u>	<u> </u>			
) <u>条の2第1</u> :いので、次				き 新講	習の受講る	を免除	の上で	<u>有</u>
					中丽し	<u> ン </u>					1 .
<u>免</u>	除	-	事 :	1							93
4-1	免許状	の種類	免許状番号	号 授与年月	月日:	授与権者	免許	状の氏名		許状の ##	
有する免許									<u> </u>	籍地	
る会											1
許											
状											1
]
上記	この者は、	次のと	おり教育職	員免許法施	近 行規	則第61条の	り 4に	規定する	者に該	当する	ح
	明します										_
1		— шли		<u>, — — , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>	mar						
			8 <u>定こども</u> 8定こども <mark>8</mark>								
	□捌床		<u> </u>			<u>則</u> 育教諭					
2	□指導	O - HIN -	社会教育主		-47 PIS 1	1 4×4114					
			こ置いて学れ		社会	教育に関す	トる専	門的事項の	り指導	等に関	す
	る事	答に従 写	事している者	<u>z</u>							

(整)

- 3 □免許状更新講習の講師
- 4 □県又は市町村の職員で第2号又は第3号に準ずる者
 - □公立大学法人の職員で第2号又は第3号に準ずる者
 - □学校法人の理事で第2号又は第3号に準ずる者
 - □社会福祉法人の理事で第2号又は第3号に準ずる者
 - □独立行政法人(文部科学大臣が指定する者に限る。)の職員で第2号又は第3号 に準ずる者
- <u>5</u> □学校教育における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対 する表彰等を受けた者
- 6 □前各号と同と以上の最新の知識技能を有する者(文部科学大臣が認める者に限 る。)

<u>年 月 日</u>

証明者 職氏名

印

- (注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入す ること。
 - $2^{\frac{1}{8}}$ 該当する項目の口に「レ」を記入すること。
 - 3 証明者は、原則として所属長とすること。ただし、次の表の左欄に掲げる者に あつては、同表右欄に掲げる者とすること。

免許状更新講習	習の免除対象者	<u>証 明 者</u>
<u>校長</u>	国立学校	国立大学法人の長
	<u>県立学校</u>	県教育委員会(教職員課長)
	市町村立学校	市町村教育委員会
	私立学校	学校法人の理事長
市町村が設置する名	カ保連携型認定こど	市町村長
も園の園長		
学校法人が設置する	る幼保連携型認定こ	学校法人の理事長
ども園の園長		
社会福祉法人が設置	置する幼保連携型認	社会福祉法人の理事長
定こども園の園長		
県教育委員会の職	教育長、教育次長	<u>県教育委員会</u>
<u>員</u>	又は本庁課長	
	現地機関の長	本庁課長
市町村教育委員会の)職員	市町村教育委員会
免許状更新講習の調	<u></u>	講習開設者
学校法人の理事		学校法人の理事長
社会福祉法人の理事	<u> </u>	社会福祉法人の理事長

- 24 -

(権)	(皿))	
<u> </u>	第1号様式の4(第2条の3、第2条の		(親展文書)
	知識技能に関	する証明書	
		勤務校	
		<u>(ふりがな)</u> 氏 名	
		生年月日	
	上記の者の知識技能は、次のとおりです。		
	項 目	所	見
		<u>十分である</u> <u>-</u>	十分でない
	1 学校経営		
	2 学校教育の管理		
	3 教育活動の管理		- 22
	4 職員の指導・管理		1
	5 学習指導		
	6 生徒指導		
	7 <u>学校教育又は社会教育に関する</u> 専門的事項の指導等		
	8 保健管理		
	9 健康指導		
	10 給食管理		
	11 食に関する指導		
	<u>年</u> 月日	1	
		月者 職氏名	ED

- (注) 1 校長、園長にあつては1、2及び4の項目の所見欄に \bigcirc を付けること。
 - 2 副校長、副園長及び教頭にあつては1、3及び4の項目の所見欄に○を付けること。
 - 3 主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭及び指導保育教諭にあつては5及び6の項目の所見欄に○を付けること。ただし、養護をつかさどる主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭を含む。)にあっては8及び9の項目の所見欄に、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹栄養教諭を含む。)にあつては10及11の項目の所見欄に○を付けること。
 - 4 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に 関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者にあつては7の項目 の所見欄に○を付けること。
 - 5 施行規則第61条の4第5号に規定する表彰等又は20年改正施行規則附則第10 条第1項第5号に規定する表彰等を受けた者のうち教諭にあつては5及び6、 養護教諭にあつては8及び9、栄養教諭にあつては10及び11の項目の所見欄に ○を付けること。
 - 6 幼稚園の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除 く。)、指導教諭及び教諭並びに主幹保育教諭及び指導保育教諭にあつては「学 習指導」を「領域の総合的な指導」に、「生徒指導」を「生活指導・家庭との連 携」に読み替えること。
 - 7 証明者は、原則として所属長とすること。ただし、次の表の左欄に掲げる者 98 にあつては、同表右欄に掲げる者とすること。

<u>免許状更新講習</u>	の免除対象者	証 明 者				
<u>校長</u>	国立学校	国立大学法人の長				
	<u>県立学校</u>	県教育委員会(教職員課長)				
	市町村立学校	市町村教育委員会				
	私立学校	学校法人の理事長				
市町村が設置する幼	保連携型認定こど	市町村長				
も園の園長						
学校法人が設置する	幼保連携型認定こ	学校法人の理事長				
<u>ども園の園長</u>						
社会福祉法人が設置	する幼保連携型認	社会福祉法人の理事長				
定こども園の園長						
県教育委員会の職	教育長、教育次長	<u> 県教育委員会</u>				
<u>員</u>	又は本庁課長					
	現地機関の長	本庁課長				
市町村教育委員会の	<u>職員</u>	市町村教育委員会				

- 26 -

(Ⅲ)

(霊盤)

第1号様式の5(第2条の4、第2条関係)

有効期間延長申請書

年 月 日

<u>岐阜県教育委員会</u> 様 岐阜県収入証紙

 本籍地(都道府県名)

 住
 所

 勤務(予定) 校

 (ふりがな)

 氏
 名

 生
 月日

 連絡

教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の6の規定により免許状の有効期間について年月日まで延長を受けたいので、次のとおり申請します。

延	長	事 由				
<u>延 長</u>	事由が存続	する期間	<u>年</u> 月	В	~ 年	月 日
	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	<u>免許状の</u> 本 籍 地
有す						
有する免許状						
状						

(注) 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。

更新講習修了確認申請書

年 月 日

<u>岐阜県教育委員会</u> 様 岐阜県収入証紙

 本籍地(都道府県名)

 住
 所

 勤務(予定) 校

 (ふりがな)

 氏
 名

 生年月日年年月日

 連絡

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附 則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省 令第9号)附則第9条第1項の規定により更新講習修了確認を受けたいので、次のとおり 申請します。

免許状の 免許状の種類 免許状番号 授与年月日 授与権者 免許状の氏名 本籍 地 る免許 修了 (履修) 開設者 対象免許種 <u>領</u> 又は 認定年月日 履修 必修領域 年 月 選択必修領域 年 月 日 免許 年 月 日 教・養・栄 狀更 年 月 日 選択領域 教・養・栄 新講 月 教・養・栄 年

2 対象免許種欄は、教諭を対象とする免許状更新講習であれば「教」、養護教諭 免許状を対象とする免許状更新講習であれば「養」、栄養教諭免許状を対象とする免許状更新講習であれば「養」、栄養教諭免許状を対象とする免許状更新講習であれば「愛」に〇印を記入すること

3 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生活指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

- 28 -

(Ⅲ)

第1号様式の7(第2条の6、第2条関係)

<u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年</u> 法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認申請書

<u>年 月 日</u>

岐阜県教育委員会 様 岐阜県収入証紙

 本籍地(都道府県名)

 住
 所

 勤務(予定) 校

 (ふりがな)

 氏
 名

 生年月日
 年月日

 連絡

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附 則第2条第2項第3号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部 科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により同法附則第2条第3項第3号に規定する

確認を受けたいので、次のとおり申請します。

有	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	<u>免許状</u> 本 籍	<u>の</u> 地
すっ							
免							
有する免許状							
状							
16-					<i>lk</i> → / □	life \	
<u>修了</u> 又は	<u>領 域</u>		開設者		<u>修了(履</u> 認 定 年	<u>:修)</u> 月日	
履修	必修領域				<u>年</u>	月	目
した	選択必修領域				<u>年</u>	月	日
<u>免許</u> <u>状更</u>					<u>年</u>	月	日
新講	選択領域				<u>年</u>	月	日
習 (注)	1 左子又名称		アセス担人		<u>年</u> <u>年</u>	月回紅に言	<u>日</u>

注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入す

² 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について 免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生活指導 その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には 「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

(Ⅲ)

(霊盤)

第1号様式の8(第2条の7、第2条関係)

修了確認期限延期申請書

<u>年 月 日</u>

<u>岐阜県教育委員会</u> 様 岐阜県収入証紙

 本籍地(都道府県名)

 住
 所

 勤務(予定) 校

 (ふりがな)

 氏
 名

 生年月日
 年月日

 連絡
 先

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附 則第2条第4項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省 令第9号)附則第9条第1項の規定により 年 月 日まで修了確認期限の延 8 期を受けたいので、次のとおり申請します。

延	期	事 由				
延期	事由が存続	する期間	<u>年</u> 月		~ 年	月 日
	免許状の種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	<u>免許状の</u> 本 籍 地
有す						
有する免許状						
状						

(注) 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。

				(⊞)					
第	号様式の9	(第 23 条	© ∞ ´	第3条関係	<u>K)</u>				
		<u>免</u>	許狀則	更新講習受	講免除申記	青書_			
							<u>年</u>	月	目
	早県教育委員会								
岐	阜県収入証約	纸		1. Mr 11. / +	* * * n +	. \			
			-	<u>本 籍 地 (</u>	1 追 肘 県 3	<u>i)</u> 所			
					(予定)	_ <u>///</u> 校			
			•	<u>(</u>					
			-	氏		<u>名</u>			
			-	生 年				日	_
			-	連	<u>終</u>	<u>先</u>			
令第9	2条第5項及で 9号)附則第9 大のとおり申記 除	条第1項							
光		- 	<u> </u>		Γ	<u> </u>		A 36 II	
有	免許状の種	類 免許状	番号	授与年月日	授与権者	免許状の日		<u>免許状(</u> 本 籍 :	
								<u> </u>	<u> </u>
する免許									
許									
状									
上言	2の者は、次⊄	つとおり教	育職員	免許法施行	規則の一部	を改正する征	省令(3	区成20年	文部
	省令第9号) 『								
1	□校長□□	470474	2007		-				
	□幼保連携								
	□ 切保連携□ 指導教諭			<u>) 主幹栄養教</u> 渝 □指導保					
	□汨等왟례		く月・叙語	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	(月) (1) (1)				
2.	□指遵主事	□社会裁	育主事	ļ.					
2	□指導主事 □教育委員	□社会教 会に置いて		_	会教育に関す	トる専門的事	項の指	音導等に	関す

(整)

(霊盤)

(英)

- 3 □免許状更新講習の講師
- 4 □県又は市町村の職員で第2号又は第3号に準ずる者
 - □学校法人の理事で第2号又は第3号に準ずる者
 - □社会福祉法人の理事で第2号又は第3号に準ずる者
- <u>5</u> □学校教育における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰等を受けた者
- 6 □前各号と同等以上の最新の知識技能を有する者(文部科学大臣が認める者に限 る。)

年 月 日

証明者 職氏名

印

- (注) 1 有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、別紙に記入すること。
 - 2 該当する項目の口に「レ」を記入すること。
 - 3 証明者は、原則として所属長とすること。ただし、次の表の左欄に掲げる者にあっては、同表右欄に掲げる者とすること。

免許状更新講習	習の免除対象者	証 明 者
校長	国立学校	国立大学法人の長
	県立学校	
	市町村立学校	市町村教育委員会
	私立学校	学校法人の理事長
市町村が設置する約	力保連携型認定こど	市町村長
<u>も園の園長</u>		
学校法人が設置する	る幼保連携型認定こ	学校法人の理事長
ども園の園長		
社会福祉法人が設置	置する幼保連携型認	社会福祉法人の理事長
定こども園の園長		
県教育委員会の職	教育長、教育次長	<u>県教育委員会</u>
<u>員</u>	又は本庁課長	
	現地機関の長	本庁課長
市町村教育委員会の)職員	市町村教育委員会
免許状更新講習の講	<u></u> 春師	講習開設者
学校法人の理事		学校法人の理事長
社会福祉法人の理事	<u></u>	社会福祉法人の理事長

- 32 -

		(犛)									(皿)				
無 SI 中 報 KI (無 FI 朱/ 無 CS 「「「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「」」。 「」」。 「」」。 「」」。 「」。 「	免 許 状 再 交 付 申 請 書 岐阜県教育委員会 様 岐阜県収入証紙 本籍地(都道府県名)					月		無 SI 中操 H (無 T) 「岐阜県教育委員会」				付申請書	年	月	日
		住 勤 祭 ら 氏 <u>(旧</u> 生	2(都道府県名) 所 (予定)校 りがな) 名 姓) 称 名) 年 月 日 絡 先		年	月	日				住 勤 矛 (地(都道府県名) 所 務 (予 定) 校 ふ り が な) 名 年 月 日 絡	年	月	日
次のとおり免許状の再交付を申請し	ます。							次のとおり免許状の再	交付を申	請します。					
再交付の理由								再交付の理由							
免許状の氏名								免許状の氏名							
免許状の本籍地								免許状の本籍地							
免許状の種類								免許状の種類							
教科又は特別 支援教育領域								教科又は特別 支援教育領域							
番 号	第	号	授与年月日		年	月	日	番 号		第	号	授与年月日	年	月	日
授与の根拠規定								授与の根拠規定							
出身学校又は 教 育 機 関			卒業・修了 年 月 日		年	月	B	出身学校又は 教 育 機 関				卒業・修了 年 月 日	年	月	日
追加した特別 支援教育領域			追加年月日		年	月	日	追加 した特別 支援教育領域				追加年月日	年	月	日
								有効期間の 満 了 の 日					<u>年</u>	月	日

(粹)	(皿)								
第5日号様式(第50条)第20条関係)第40号様式 略	第い号様式(第 5 条、第 3 条関係)第 3 号様式 略								
免 許 状 返 納 書	免 許 状 返 納 書								
年 月 日 岐阜県教育委員会様	年 月 日 岐阜県教育委員会様								
住所	住所								
氏 名	氏 名								
次のとおり免許状を返納します。	次のとおり免許状を返納します。								
 教育職員免許法第10条第1項第 号該当 (教育職員免許法第5条第1項第 号該当) 返納の理由・教育職員免許法第11条第 項該当 	 ・教育職員免許法第10条第1項第 号該当 (教育職員免許法第5条第1項第 号該当) ・教育職員免許法第11条第 項該当 ・教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法 律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第5項該当 								
失 効 年 月 日	失 効 年 月 日								
備考	備考								
返納免許状	返納免許状								
免許状の種類 番 号 教 科 又 は 特 別 支 援	免許状の種類 番 号 教 科 又 は 特 別 支 援 割 有 領 域 授 与 又 は 追加年月日								
(注) 「返納の理由」欄には該当する号番号又は項番号を記入し、不要なところを抹消す	(注)「返納の理由」欄には該当する号番号又は項番号を記入し、不要なところを抹消す								
無 9 中	無 91 中								

事

ず有の

に者

いて(教育職員)特別免許状を授与する。教育職員免許法第五条の定めるところによ

によ

ŋ

左

記

 \mathcal{O}

(教科

 \mathcal{O}

年

月

日

事

項 右の

第15号様式の2(第23条関係)

第 3 号様式の2 (第 23 条関係)

記 年

月

日

岐阜県教育委員会

印

授与条件 (番号)

11 7 のみ効力を有する。の免許状は、教育職 教育職

有効期間 の満 の日

員免許法第 九条第二項の 規定によ り岐阜県 に お

記載は 施行規則 別 記

考

(教育職員) 特別免許状

第

号

樣

式

 \mathcal{O}

備

考

 \mathcal{O}

定

 \Diamond

るところに

ょ

る

氏 本 籍 名 地

(通称名)

年

月

日

生

について(教育職員)特別免許状を授与する。者に教育職員免許法第五条の定めるところによ ŋ 左 記 \mathcal{O} (教科

岐阜県教育委員会 印

11 授与条件(番号) 7 \mathcal{O} 免許状 をは、 教育職 員 免 許 法 第 九

条第一

項

 \mathcal{O}

規定に

ょ

ŋ

岐阜県

に

お

よる。

備 考 記載は 施行規則別 記 第 -- 号 様式 \mathcal{O} 備 考 \mathcal{O} 定 8 るところに

氏 本 籍

年

月

日

生

名 地

(教育職員)

特

別

免許状

(粹)

第1号様式その1(第2条関係) 備考 か ら三年間岐阜県におこの免許状は、教育 授与条件 (番号)

(皿)

を授与する。

(記

月

日

岐阜県教育委員会

印

の定めるところに 右の者に (教育

(教育職員免許法第

ょ

Ŋ

(左記の教科)

0

1

て

(教育職員)

臨時免許状

号様式 記載は、 の定め 施行規則 るところに 別記第一 よる。 号様式の備考及び施 行法施 行規 則 別記

第二

5においてのみ効力を有する。 教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日

(教育職員) 臨時免許状

氏本 籍 名

旧旧 姓)

(通称 名)

月

日生

の定めるところに右の者に(教育 ころにより(左記の教科)(教育職員免許法第 に つ (教育職員免許法施行法第二条) ** \ て (教育職員) 臨時免許状

を授与する。

(記)

年 月

日

岐阜県教育委員会

印

(番号)

授与条件

第 15 号様式その1(第 23 条関係) か ら三年間岐阜県この免許状は、 泉にお いてのみ効力を有する。職員免許法第九条第三項の 規定に より授与 した日

備考

施行規則別記第一

号様式の備考及び施行法施

行規則

別記第二

号様式記:

の定め 載は、

るところに

による。

氏本

月

(教育職員免許法施行法第二条)

日生

年

名 地

籍

(教育職員)

臨時免許状

の教科についる右の者は、数

て

教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより

(左記

年

月

日生

(教育職員) 臨時免許状を有するものとみなす。

(記)

年

月

日

岐阜県教育委員会

印

第1号様式その2 (第23条関係)

(番号)

授与条件 この免許状は、 教育職員免許法第九条第三項の規定により授与

備考 か ら三年間岐阜県にお 記載は、 施行法施行規 1 則別記第一号様式 のみ効力を有する。 \mathcal{O} 備考 \mathcal{O} 定め るところに による。

7

た日

(教育職員)

臨時免許状

氏 本

姓

旧 (通称名)

月 日生

の教科についれ 教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより て (教育職員) 臨時免許状を有するものとみなす。 (左記

(記)

月

年

日

岐阜県教育委員会 印

(番号)

授与条件

備考 ら三年間岐阜県におこの免許状は、教育 記載は、施行法施行規則別記第一号様式 小においてのみ効力を有する。 教育職員免許法第九条第三項の規定により授与 の備考の定めるところによる。 た

H

(教育職員)

臨時免許状

氏 本

籍

地 名

38

		(犛)				(Ⅲ)									
第2号様式	(第1条の2、第23条間	巫庥)				第 2 号様式	(第1条の2、第23条	朱 熙庥)							
	特 別 免 許	状 推 薦	書		(親展文書)		特別免	許、状、推、薦、書		(親展文書)					
				年	月 日				年	月 日					
岐阜県教	育委員会 様					岐阜県教	育委員会 様								
		任命権者又	は雇用者					任命権者又は雇用者							
下記の者に	ついて、教育職員免許法 <mark>第</mark>	5条第3項の	規定により	推薦しまっ	す。	下記の者に	ついて、教育職員免許法	<u>第 5 条第 4 項</u> の規定によ	り推薦します	•					
		記						記							
学 校 名															
氏 名				年 齢	歳	氏 名			年齢	歳					
最終学歴						最終学歴	最終学歴								
	担当する教科に関する						担当する教科に関する								
	専門的な知識経験又は						専門的な知識経験又は								
	技能について						技能について								
	社会的信望があり、か						社会的信望があり、か								
W the same	つ、教員の職務を行う					## a 711 -	つ、教員の職務を行う								
推薦の理由	のに必要な熱意と識見					推薦の理由	のに必要な熱意と識見								
	について						について								
	学校教育の効果的な実						学校教育の効果的な実								
	施に認められる必要性						施に認められる必要性								
	について						について								
採用	予定年月日					採用	予定年月日								
第 6. 号様式	51				第 5 号様式	盤			<u>'</u>						

(擬)		(皿)
第 23 号樣式(第 33 条、第 33 条関係)		第 2 号様式(第 13 条、第 23 条関係)
免 許 状 授 与 証 明 申 請	事 年 月 日	免 許 状 授 与 証 明 申 請 書 年 月 日
岐阜県教育委員会 岐阜県収入証紙 本籍地(都道府県名) 住 所 (ふりがな) 氏 名		岐阜県教育委員会 様 岐阜県収入証紙 本籍地(都道府県名) 住 所 (ふりがな) 氏 名
(旧 姓) (通 称 名) 生 年 月 日 連 絡 先 次の免許状を受けたことの証明を申請します。	年 月 日	生 年 月 日 年 月 日 連 絡 先 次の免許状を受けたことの証明を申請します。
本籍地 (都道府県名) ふりがな 大名 氏名		(都道府県名) ふりがな 本籍地 氏 名
免許状の種類 教科又は特別 支援教育領域 免許状の番号	授与年月日 証明書 必要枚数	免許状の種類 教科又は特別 支援教育領域 免許状の番号 授与年月日 証 明 書 必要枚数
第 号	年 月 日	第 号 年 月 日
2 第 号	年 月 日	第 号 年 月 日
3 第 号	年 月 日	第 号 年 月 日
4 第 号	年 月 日	4 第 号 年 月 日
5 第 号	年 月 日	5 第 号 年 月 日
	計通	計通

	(操)		(皿)									
第 2 号樣式(第 2 条、第	23 朱國係)		第 2 号様式(第 2 条、第	3 条関係)								
		第 号				第 号						
教	育職員免許状授与証明書		教	育職員免許り	: 授 与 証 明 書							
	本 籍 地				本 籍 地							
	氏 名				氏 名							
	(旧姓)											
	(通称名)											
	生年月日	年 月 日			生年月日	年 月 日						
上記の者に下記の免許状	を授与したことを証明します。		上記の者に下記の免許状	を授与したことを	·証明します。							
	記	1		記								
免 許 状 種 類			免 許 状 種 類									
教科、事項又は領域			教科、事項又は領域									
免 許 状 番 号			免 許 状 番 号									
授 与 年 月 日			授与年月日									
授 与 権 者			授 与 権 者									
	領 域 名	追加年月日		領	域名	追加年月日						
追加した領域及び			追加した領域及び									
追加年月日			追 加 年 月 日									
根拠規定			根拠規定									
,,,	1		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,									
(旧)有効期間の満了の日			有効期間の満了の日									
備考			備考									
年 月	Ħ		年月	日								
	Ŋ	岐阜県教育委員会				岐阜県教育委員会						
			備考 二十年改正施行規則			受けた者については、						
			「有効期間の満了の日」	を「修了確認期限	<u> しょする。</u>							

(霊盤)

第23号様式(第2条の2、第2条関係)

有効期間更新証明書等発行証明申請書

年 月 日

<u>岐阜県教育委員会</u> 様 岐阜県収入証紙

 申
 請
 者
 住
 所

 申
 請
 者
 氏
 名

 連
 絡
 先

次の証明書の発行証明書を申請します。

<u>氏</u> 名	
本 籍 地	都 道 府 県 生年月日 年月日
証明書の種類	有効期間更新証明書有効期間延長証明書更新講習修了確認証明書教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する 法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の 確認証明書修了確認期限延期証明書免許状更新講習免除証明書
証明書の番号	第 号 発行年月日 年 月 日
有効期間の満了の日 又は修了確認期限	<u>年 月 日</u>

(注) 証明書の種類欄は、発行証明書を希望する証明書の左欄に○を記入すること。

岐阜県教育委員会

旧免許状所持者については、「有効期間の満了の日」を「修了確認期限」とする

(湿盤)

(歴)

付表第1から付表第3まで

法别表第6 施行規則第17条

(養護教諭1種免許状の授与を受ける場合)

付表第4

(法別表第6 施行規則第17条

付表第4

付表第1から付表第3まで

(養護教諭1	種免許状の授与を受ける場合)												
基礎資格		必要と	最低修得	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数									
有するこ	その他の基礎資格	する在	単位数	養護に関する	5科目			養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解					
とを必要		職年数						に関する科目					
とする免				衛生学及び	衛生学及び 栄養学(食 学校保健又 選択					的な学習の時	選択	自に	
許状				公衆衛生学 品学を含 は養護概説				基礎的	間等の内容		設定		
				(予防医学 む。)			理解に	導、教育相	談等に関する		する		
				を含む。)			関する	科目			科目		
								科目	生徒指導	教育相談			
									の理論及	(カウンセ			
									び方法	リングに関			
										する基礎的			
										な知識を含			
										む。) の理論			
										及び方法			
養護教諭		3	20	2	2	2	2	2		2	2	2	
2種免許		4	15	2	2	2	1	2		1	2	1	
状		5	10	2	2	2		2		1	1		
	保健師助産師看護師法(昭和	1	10	2	1	1		1		1	1		
	<u>23 年 法律第 203 号</u> 。以下												
	「看護師法」という。) 第7条												
	第1項の規定により保健師												
	の免許を受け2種免許状を												
	受けている者												
	施行規則第 17 条第1項の表	1	10	2	1	1		1		1	1	2	
	備考の適用を受ける者												

(養護教諭2種免許状の授与を受ける場合)

	計人の女子を文りの場合)													
基礎資格		必要と	最低修	最低修得单	値数に含	まなければ	ならない	科目の単位数						
有することを必	その他の基礎資格	する在	得単位	養護に関す	トる科目			養護教諭·	栄養教諭の	教育の基礎的理解に	関す	大学		
要とする免許状		職年数	数					る科目		が独				
				衛生学及	栄養学	学校保健	選択	教育の基	道徳、総合	計的な学習の時間等	選択	自に		
				び公衆衛	(食品	又は養護		礎的理解	の内容及び	ド生徒指導、教育相		設定		
				生学(予 学を含 概説 に			に関する	談等に関す		する				
				防医学をむ。)科目				科目	生徒指導	教育相談(カウ		科目		
				含む。)					の理論及	ンセリングに関				
									び方法	する基礎的な知				
										識を含む。) の				
										理論及び方法				
養護助教諭臨時		6	30	2	2	2	8	2		2	4	2		
免許状(法別表		7	25	2	2	2	6	2		2	3	2		
第6備考第3号		8	20	2	2	2	4	2	2		2	1		
に掲げる者を含		9	15	2	2	2	2	2			2	1		
む。)		10	10	2	2	2		2		1				
	看護師法第7条第3項		10	2	1	1		1		1	1			
	の規定により看護師の													
	免許を受けている者													

基礎資格		必要と	最低修得	最低修得单位	単位数								
有するこ	その他の基礎資格	する在	単位数	養護に関する	5科目			養護教證	俞・栄養教諭	の教育の基礎	的理解	大学	
とを必要		職年数				に関する科目							
とする免				衛生学及び 栄養学(食 学校保健又 選択 考					道徳、総合	的な学習の時	選択	自に	
許状				公衆衛生学 品学を含 は養護概説 基础				基礎的	間等の内容	容及び生徒指		設定	
				(予防医学	む。)			理解に	導、教育相	談等に関する		する	
				を含む。)				関する	科目			科目	
								科目	生徒指導	教育相談			
									の理論及	(カウンセ			
									び方法	リングに関			
									07712	する基礎的			
										な知識を含			
										た)の理論			
										及び方法			
養護教諭		3	20	2	2	2	2	2		2	2	2	
2種免許		4	15	2	2	2	1	2		1	2	1	
状		5	10	2	2	2	1	2		1	1	-	
7/1	保健師助産師看護師法(昭和	1	10	2	1	1		1		1	1		
	23 三年法律第 203 号。以下	1	10	2	1	1		1		1	1		
													L
	「看護師法」という。)第7条												-
	第1項の規定により保健師												
	の免許を受け2種免許状を												
	受けている者												
	施行規則第 17 条第1項の表	1	10	2	1	1		1		1	1	2	
ll .	備考の適用を受ける者												

(Ⅲ)

(養護教諭2種免許状の授与を受ける場合)

基礎資格	最低修	最低修得單	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数									
有することを必	その他の基礎資格	する在	得単位	養護に関す	トる科目			養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関す			関す	大学
要とする免許状		職年数	数	\$			る科目				が独	
				衛生学及	栄養学	学校保健	選択	教育の基	育の基 道徳、総合的な学習の時間等 3			自に
				び公衆衛	(食品	又は養護		礎的理解	の内容及び生徒指導、教育相			設定
				生学(予	学を含	概説		に関する	談等に関する科目			する
				防医学を	む。)			科目	生徒指導	教育相談(カウ		科目
				含む。)					の理論及	ンセリングに関		
									び方法 する基礎的な知			
									識を含む。) の			
										理論及び方法		
養護助教諭臨時		6	30	2	2	2	8	2		2	4	2
免許状(法別表		7	25	2	2	2	6	2		2	3	2
第6備考第3号		8	20	2	2	2	4	2		2	2	1
に掲げる者を含		9	15	2	2	2	2	2		1	2	1
む。)		10	10	2	2	2		2	1		1	
	看護師法第7条第3項		10	2	1	1		1 1		1		
	の規定により看護師の											
	免許を受けている者											

(権)

付表第5から付表第7まで 略

付則付表第1 略

付則付表第2(法附則第9項、施行規則附則第5項)

(高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の1種免許状の授与を受ける場合)

ける場合)			ける場合)															
基礎資格	必要とする	最低修得単位数								基礎資格	必要とする	最低修得単位数						
	在職年数	教科に関する専	厚門的事項	各教科の	指導法に関っ	する科目又は教	論の教育の基础	遊的理解に関す	る科目		在職年数	教科に関する専門	的事項	各教科の打	省導法に関 っ	トる科目又は教	諭の教育の基礎的理解に	_ -関する科 F
		に関する科目		等								に関する科目	:	等				
				各教科の	教育の基	道徳、総合的	的な学習の時間	引等の内容及び	選択					各教科の	教育の基	道徳、総合的	内な学習の時間等の内容	及び 選択
				指導法に	礎的理解	生徒指導、着	教育相談等に関	する科目						指導法に	礎的理解	生徒指導、素	数育相談等に関する科目	
				関する科	に関する	生徒指導の	教育相談	進路指導及						関する科	に関する	生徒指導の	教育相談 進路指	導及
				目	科目	理論及び方	(カウンセ	びキャリア						目	科目	理論及び方	(カウンセ びキャ	リア
						法	リングに関	教育の理論								法	リングに関 教育の	理論
							する基礎的	及び方法									する基礎的 及び方	去
							な知識を含										な知識を含	
							む。) の理										む。) の理	
							論及び方法										論及び方法	
イ 大学において標題に掲げる実習に係る	3	家庭実習、情報	5	1	2		1	1	1	イ 大学において標題に掲げる実習に係る	3	家庭実習、情報	5	1	2		1	1
実業に関する学科を専攻し、短期大学士の		実習又は福祉								実業に関する学科を専攻し、短期大学士の)	実習又は福祉						
学位を有すること又は文部科学大臣がこれ		実習の教科に								学位を有すること又は文部科学大臣がこれ	,	実習の教科に						
と同等以上と認める資格を有すること。		あっては、施行								と同等以上と認める資格を有すること。		あっては、施行						
ロ 高等専門学校において標題に掲げる実	3	規則第5条第								ロ 高等専門学校において標題に掲げる実	3	規則第5条第						
習に係る実業に関する学科を専攻し、学校		1 項表備考第								習に係る実業に関する学科を専攻し、学校	:	1 項表備考第						
教育法 (昭和22年法律第28号) 第 121 条		1号に掲げる								教育法 (昭和22年法律第26号) 第70条の8		1号に掲げる						
に定める準学士の称号を有すること。		各科目のうち								に定める準学士の称号を有すること。		各科目のうち						
ハ 高等学校において標題に掲げる実習に	6	5科目各1								ハ 高等学校において標題に掲げる実習に	6	5科目各1						
係る実業に関する学科を修めて卒業するこ		上記以外の教								係る実業に関する学科を修めて卒業するこ		上記以外の教						
と又は文部科学大臣がこれと同等以上と認		科にあっては、								と又は文部科学大臣がこれと同等以上と認	ļ.	科にあっては、						
める資格を有すること		施行規則第5								める資格を有すること		施行規則第5						
ニ 9年以上標題に掲げる実習に関する実	3	条第1項表備								ニ 9年以上標題に掲げる実習に関する実	: 3	条第1項表備						
地の経験を有すること。		考第1号に掲								地の経験を有すること。		考第1号に掲						
		げる各科目1										げる各科目1						
		以上を含むこ										以上を含むこ						
		と。										と。						
備老 粉科に関する専門的車項に関する科目	久粉科の指	。 :道法に阻する利日	マけ粉絵	り数字の主体	とからま田 毎辺 1 ~ 日日	ナス科日笙のji	位については	付事第3備者	の担定	備孝 教科に関する専門的東頂に関する科目	タ タ 数利の ち	道法に関する利日マ	け数念の表	か存の其礎	1	→ よる利日笙のji	位についてけ 仕事第	3 備孝

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第3備考の規 を海用する

付則付表第3 略

付則付表第4 (23 年改正法附則第 8 項、 <u>施行規則附則第 4 項</u>)

(付表本体 略)

付則付表第5(の。年改正法附則第1項、<u>施行規則附則第5項</u>)

付則付表第6(35年改正法附則第 21項、<u>施行規則附則第 15項</u>)

(付表本体 略)

付則付表第7(33年改正法附則第 25項、<u>施行規則附則第 15項</u>)

(付表本体 略)

付則付表第⊗ 略 付則付表第3 略

付表第らから付表第7まで

付則付表第2(法附則第9項、施行規則附則第5項)

付則付表第1

付則付表第4(β年改正法附則第β項、<u>施行規則附則第 μ項</u>)

(里)

(高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の1種免許状の授与を受

(付表本体 略)

付則付表第5(3年改正法附則第1項、<u>植行規則附則第1項</u>)

(付表本体 略)

付則付表第6(33年改正法附則第 21項、<u>施行規則附則第 11項</u>)

(付表本体 略)

付則付表第7(3年改正法附則第5項、施行規則附則第1項)

(付表本体 略)

付則付表第 < 略

付則付表第9 (3年改正法附則第2項)

(高等学校教諭専修免許状の授与を受ける場合)

And a 1 province of the control of t							
1以上の教科について有することを必要	最低修得単位数	低修得单位数					
とする免許状	教科に関する専門的事項に関	各教科の指導法に関する科目又は教諭	大学が独自に設定する科目				
	する科目	の教育の基礎的理解に関する科目等					
高等学校教諭の専修免許状	施行規則第5条第1項の表備	受けようとする免許教科の指導法1	24				
	考第1号に掲げる各科目5						

(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

1以上の教科について有することを必要	最低修得単位数	修得単位数			
とする免許状	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関す			
		る科目等			
高等学校教諭の専修又は1種免許状	施行規則第5条第1項の表備考第1号に掲げる各	受けようとする免許教科の指導法1			
	科目5				

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第3 号の規定を進用する。
- 2 大学が独自に設定する科目の単位については、付表第1イ備考第5号の規定を準用する。

付則付表第 2 (8 年改正法附則第 1 項)

(特別支援学校教諭1種免許状(視覚障害者に関する教育領域)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目		
			施行規則第7条第1項の 施行規則第7条第		
			表第2欄に掲げる科目	表第3欄に掲げる科目	
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第	3	4	2	2	
7による盲学校2種免許状					

(特別支援学校教諭1種免許状 (聴覚障害者に関する教育領域) の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目			
			施行規則第7条第1項の	施行規則第7条第1項の		
			表第2欄に掲げる科目	表第3欄に掲げる科目		
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第	3	4	2	2		
7による聾学校2種免許状						

(特別支援学校教諭1種免許状 (知的障害者に関する教育領域、肢体不自由者に関する教育領域、病弱者 (身体虚弱者を含む。) に関する教育領域)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目		
			施行規則第7条第1項の 施行規則第7条第		
			表第2欄に掲げる科目	表第3欄に掲げる科目	
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第	3	4	2	2	
7による養護学校2種免許状					

備考 特別支援教育に関する科目の単位については、付表第6備考の規定を準用する。

付則付表第 1 (2 年改正法附則第 2 項、 施行規則附則第 5 項)

(付表本体 略)

(現本女 民)

付則付表第 2 略

付則付表第 fx (<u> 施行規則附則第 fx 項及び第 fx 項</u>)

(付表本体 略

付則付表第9(35年改正法附則第 25項)

(高等学校教諭専修免許状の授与を受ける場合)

1以上の教科について有することを必要	最低修得単位数	氏修得单位数				
とする免許状	教科に関する専門的事項に関	各教科の指導法に関する科目又は教諭	大学が独自に設定する科目			
	する科目	の教育の基礎的理解に関する科目等				
高等学校教諭の専修免許状	施行規則 5条第1項の表備	受けようとする免許教科の指導法1	24			
	考第1号に掲げる各科目5					

(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

1以上の教科について有することを必要	最低修得単位数	修得単位数				
とする免許状	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関す				
		る科目等				
高等学校教諭の専修又は1種免許状	施行規則 5条第1項の表備考第1号に掲げる各	受けようとする免許教科の指導法1				
	科目5					

備者

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第3 号の規定を進用する。
- 2 大学が独自に設定する科目の単位については、付表第1イ備考第5号の規定を準用する。

付則付表第2 (3年改正法附則第1項)

(特別支援学校教諭1種免許状(視覚障害者に関する教育領域)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目		
			施行規則第7条第1項の 施行規則第7条第1		
			表第2欄に掲げる科目	表第3欄に掲げる科目	
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第	3	4	2	2	
7による盲学校2種免許状					
(胜印)士杨兴林和岭 1 孫在弥址 (陶兴成本本) 明十 2 朝本次宿代) 小位上 4 近十 2 相入)					

特別支援学校教諭1種免許状(聴覚障害者に関する教育領域)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目	
			施行規則第7条第1項の 施行規則第7条第1	
			表第2欄に掲げる科目	表第3欄に掲げる科目
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第	3	4	2	2
7による聾学校2種免許状				

(特別支援学校教諭1種免許状 (知的障害者に関する教育領域、肢体不自由者に関する教育領域、病弱者 (身体虚弱者を含む。) に関する教育領域)の授与を受ける場合)

п						
	有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目		
l				施行規則第7条第1項の	施行規則第7条第1項の	
l				表第2欄に掲げる科目	表第2欄に掲げる科目	
l	旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第	3	4	2	2	
	7による養護学校2種免許状					

備考 特別支援教育に関する科目の単位については、付表第6備考の規定を準用する。

付則付表第 1 (2 年改正法附則第 2 項、 施行規則附則第 2 項)

(付表本体 略)

付則付表第 22 8

付則付表第 th (<u>施行規則附則第 th 項及び第 23 項</u>)

(付表本体 略)

I